

○笠井委員

日本共産党の笠井亮です。来年の三月で、在日米軍駐留経費の日本側負担、いわゆる思いやり予算に関する特別協定の期限が切れることとなります。その改定をめぐって、日本側は負担を減額するという意向であり、米側は増額を求めているというふうに報道もされておりますが、現行の平成十八年度特別協定については、平成十七年、二〇〇五年十二月に合意をして、翌二〇〇六年一月二十三日に署名をされました。

まず、高村大臣に伺いますが、今回の協定についても同様に、来年度予算編成のプロセス、それとリンクしながら、来年の通常国会で新協定案の承認を得るために、今、日米間で協議中ということでしょうか。それから、これまでにどのレベルで何回の協議が行われているか、いつごろまでにまとめるという段取りになっているかという概要を伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

◆高村国務大臣

今、協議中であります。それだけは申し上げますが、まさに協議中でありますので、どのレベルで何回とか、そういうことはちょっと差し控えたいと思います。

○笠井委員

いずれにしても、前回同様に、来年度予算とリンクさせながら、しかるべくまとまるように協議をしているということではよろしいでしょうか。

◆高村国務大臣

もちろん、来年度の予算編成をにらんで協議をしております。

○笠井委員

外務省に伺いますが、昭和五十三年、一九七八年以降、在日米軍駐留経費について日本側が段階的に負担を拡大して、昭和六十二年度、一九八七年度以降は、特別協定を締結してさらに段階的に負担を拡大してまいりました。

額の問題なんですが、この二十九年間の負担の総額と、今年度分が幾らになっているか。それから、そのうち特別協定に基づく、二十年間ということになりますが、総額と今年度分はそれぞれ幾らになっているのでしょうか。数字を端的にお答えください。

◆羽田政府参考人

ただいま御指摘になった数字について御説明申し上げます。

平成十九年度の在日米軍駐留経費負担額は約二千七百七十三億円でございます。また、昭和五十三年以降の在日米軍駐留経費負担の総額は約五兆一千六百二十六億円でございます。在日米軍駐留経費負担のうち、平成十九年度の特別協定分は約一千四百九億円でございます。また、昭和六十二年度以降の特別協定分の総額は約二兆三千七百十億円でございます。

○笠井委員

日米地位協定に照らしても支出義務のないと言われる、この米軍への思いやり予算に、莫大な国民の税金が使われているということでもあります。この問題をどう扱うかというのは、もう言うまでもなく極めて重要な問題だと思います。この日米協議に当たって、日本側として考慮すべき幾つかの要素があるというふうに思うんです。

一つは、米軍再編との関連であります。現行の特別協定締結の際には、政府側の説明はこうで

した。現時点では在日米軍再編の進展の結果を見きわめることが困難であるとの特殊な事情を踏まえ、従来のような五年間ではなく、さらに暫定的な二年間を対象とする協定とした、こう政府は説明しておりました。

要は、米軍再編に伴って、その進展で経費を見きわめるという、そしてさらに、それを見ながら見直しもある、あるいは、いろいろな協定の結び方があるということだったという説明でした。

そこで、防衛省に伺いますが、その二年間という期限が切れようとしています。当時は米軍再編の中間報告という段階だったわけですが、その後、ロードマップもまとめられる、そして当然、米軍再編の経費の総額も、これは計算して明らかになって、進展の結果を見きわめることが可能な段階になっているというふうに承知していいのか、米軍再編の日本側の負担については一体幾らかかることになったのか、そのことをお答えください。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。米軍再編につきましては、日米同盟の新たな安全保障上の諸課題に的確に対応していけるようにするとともに、関係地方公共団体、住民の皆様の負担軽減を図るためのよい機会でありまして、ぜひとも実現しなければならないと考えている次第でございます。昨年五月に日米間で合意されました再編実施のための日米のロードマップに従って、着実に実施しているところでございます。

米軍再編のこれまでの主要な進捗状況について御説明させていただきますと、沖縄関係で申し上げますと、まず、普天間飛行場代替……（笠井委員「額について聞いているんですから、それはいいですよ」と呼ぶ）はい。

いずれにしても、経費につきましては、ロードマップに示されたそれぞれの実施時期を踏まえつつ、適切に予算上の措置を講じていく必要があると考えておりまして、現在、十八年度補正予算、それから十九年度予算をそれぞれの進捗状況に応じて計上させていただいているというところでございます。内容的にまだ米側と協議しているところが多うございまして、現時点で、全体経費についてできるような状況じゃないということをお理解賜りたいと思っております。

○笠井委員

目的についてはさんざん当委員会でも議論してきたので、負担軽減にならないということを私は言ってきましたけれども。

今、総額はまだ言えないんだ、明らかになっていないという話でありましたが、私は、ことし三月一日に予算委員会で質問しまして、当時、安倍総理は、この問題を質問しましたら、日米間で検討して詰めている、鋭意検討を進めて、できるだけ早い段階で明らかにしていきたい、こう答弁していたのが、政府の、総理大臣の答弁なんですよ。その後、半年以上もたっているわけですね。

いまだに国会や国民に明らかにできないということで、再編だけは交付金を、国策ということで、それに従わせるてこにまで使って、どんどん進めていく、こんなことは私は許されないと思うんですよ。

では、防衛省に伺いますけれども、ことし六月二十二日に、ブルース・ライト在日米軍司令官が日本記者クラブで記者会見を行っております。ここにテキストがありますけれども、「効果的なパートナーシップを」ということで、会見の中でこう言っています。日本における米軍の再編、これは沖縄における米軍の統合ということを含めて、あるいは普天間の飛行場の移転など、あるいはグアムへの移転なども含めてでありますけれども、大ざっぱに言って日本側の負担は二百六十億米ドルくらいではないかと言われております、こういう形で、具体的な数字もここで言っています。

二百六十億米ドルというと、大体三兆円ですね。当初から三兆円という数字は言われてきた額

でありまして、たしか守屋前次官もそういう数字をどこかで言われていた。しかし、政府としては認めてこないとずっと言ってきた。

ロードマップが確定して実際に再編を進めている中で、米側がこれぐらいになるということで繰り返し言ったりしているのに、なぜ当事国である日本として、総額これぐらいになるという規模を明らかにできないのか。一体これはいつになったら明らかにするんですか。前総理大臣は、鋭意検討を進めてできるだけ早い段階で明らかにすると言っている。でも、先ほどの説明は、一個一個やりながらやっていくので出せませんという話です。全然違いますけれども、では、いつになったら明らかにできるのでしょうか。

◆長岡政府参考人

御指摘の点でございますけれども、平成十八年の五月に防衛庁長官からも発言をさせていただいておりますけれども、在日米軍の再編につきましては普天間の代替施設の建設を初め国内の米軍施設の移転などの措置を講ずることが必要となるわけでございますけれども、こうした措置に伴う所要経費につきましては、米側から詳細なスペック等のデータの提供がなくては正確に見積もることが困難ということで、今鋭意作業はしておりますが、現在積み上げた数字というものはございません。できるだけ早急に、わかり次第、作業を急ぎたいとは思っております。

以上でございます。

○笠井委員

いつもできるだけ早急に急いでやりたいと言って、ずっと来ちゃっているんですね。米側からデータがなかなか来ないという話ですが、求めて早く計算すればいいと私は思うんです。

今度の協定改定に当たっても、では、また政府は、現時点では在日米軍再編の進展の結果を見きわめるのが困難であるとの特殊な事情があるということで、また協定の期間も含めてやるのかということが問われてくると私は思うんです。

協定改定に当たって、いま一つの要素として、日本の財政事情があると思います。ことし六月六日に発表された財政制度等審議会、「平成二十年度予算編成の基本的考え方について」というのがございますが、これを見ましても、この中で、人件費の見直しの問題とか、それから光熱水費、この使途の実態把握などの改善を求めるといことが出されております。

防衛省に伺いますけれども、この指摘を受けて、協定改定に向けてどのような検討を行っているのでしょうか。

◆地引政府参考人

お答えさせていただきます。在日米軍駐留経費につきましては、いわゆる平成十八年七月七日の閣議決定であります骨太の二〇〇六におきましても所要の見直しを行うこととされており、また、財政制度等審議会等においても議論されております。

政府といたしましては、在日米軍駐留経費負担のあり方につきまして、まず国民の御理解を得られるものであることが重要だと考えておりまして、今後とも、厳しい財政事情にも十分配慮しつつ、所要の見直しを図りつつ、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するため、適切に対応していく考えでございます。

このうち、お尋ねの駐留軍等労働者の給与につきましては、ことし六月六日の財政制度等審議会の建議におきまして、「国民負担に係る駐留軍等労働者の人件費はしっかりと見直しが求められる。」とされ、「具体的には、長年見直しが行われてこなかった、基本給にその一〇%を一律に上乘せする「格差給」等の国家公務員の水準を上回るとされる部分の問題をはじめ、その給与等のあり方について基本に立ち返った見直しが必要と考えられる。」とされております。

これらのことを踏まえまして、在日米軍駐留経費負担のうち、駐留軍等労働者の給与につきましては、昨今の社会経済情勢の変化も踏まえまして、国家公務員の給与水準を上回る手当等を見

直す方向で、現在、関係機関と真摯に協議している状況でございます。

○笠井委員

人件費の問題は、実際にそこで働いて生きている人がいますから、これはいろいろな意味で慎重にやらなきゃいけないと思うんですね、そういう特別な条件がありながらということをつけてきた問題ということであれば。私は、今の答弁ぶりを伺いながら、これは、ではそういうものをだれが負担するのかということも含めて、本当にそういう意味でのきちっとしたことがなければ、働いている人のこれからどうやって生活するかという問題も出てくるということだと、今の感想としては持ちました。

大臣、いずれにしても、協議中ということではありますが、しかし、そもそもこういうやり方で駐留経費をとにかく負担してきて、二十九年間で五兆円を超えるという負担を、こういう形でこのままこの枠組みで続けていいのかということ自身も、やはり根本が問われる時期に来ているのではないかというふうに思うんです。

米側にしますと、自国の深刻な財政事情がある、これは言われておりますし、自分たちでも言っています。それから、アフガニスタンでの対テロ報復戦争あるいは彼らの軍事活動、イラク戦争の莫大な戦費という問題もある。さらに、昨日テロ特措法が期限切れになったということを含めて、日本側にさらなる負担をとという話も出てくるというような議論もあるということでありまして、シーファー大使も日本側の負担増を求めるような発言も、この協定のもとでの話ということでも、その期間中にありました。

今月、日米首脳会談も行われることが予定されているということでもありますけれども、大臣、今度の改定をめぐるさまざまな要素、私は二つのことを主に挙げましたが、それ以外にもあるかもしれません。そういうことを踏まえて、日本政府として、どのような基本姿勢で米国との改定の協議に臨むおつもりか、その基本姿勢についてお答えいただけるでしょうか。

◆高村国務大臣

一方で、国民の理解が得られるようなことが必要であります。一方で、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用が図られるような、その両方を満たすような、そういう方向でアメリカと今調整しつつある、こういうことでもあります。

○笠井委員

日米安保体制の問題をめぐっては、ここで始めちゃったらまた議論がずっといろいろあるわけですが、我々はまた全然違う立場を持っています。

しかし、いわゆる思いやり予算という問題は、むしろ、いろいろな立場の人も含めて、こういうあり方でいいのかという議論があった問題でありまして、ゆめゆめ、アメリカの事情を思いやって増額要求を受け入れるというような形であってはならないというのが、少なくとも私、多くの国民の思いだと思うんです。

今、国民の暮らしという点では、国民の理解ということも大臣は言われましたが、暮らし負担増という問題では非常に大変な状況にあります。社会保障は削られる、医療も大変という中で、やはりそういう点で、安心できる年金制度の問題とか社会保障の問題とか、いろいろなテーマがある中で財源ということがテーマになっている。そういうことの中で、日米の地位協定に照らしても支出義務のない米軍への思いやり予算にこの二十九年間でこれだけの額の税金をつぎ込んできた、世界で見てもなかなかこういうところはないです。

こういう問題については、やはり私は、直ちに撤廃ということで、そういうことに踏み出すべきだ。しかも、米軍再編、額を言わないけれども、しかし三兆円と言われる、アメリカもそういうふうになるだろうと言っている。こういう問題についても、やはり中止すべきだ、別枠でさらにやるということはやめるべきだということ強く主張しておきたいと思っております。

さて、この際ですけれども、別のテーマになりますが、去る六月六日の当委員会で私が質問をしましたOECDの多国籍企業行動指針の問題にかかわって、その後の取り組みの報告を求めておきたいと思います。

あの質問で取り上げたように、ネスカフェで知られる国際企業ネスレ日本で、八〇年代以来二十年以上にわたって、ネスル日本労組の組合員に対して、人権侵害、暴力行為、不当解雇などが繰り返されて、今日まで続いている。これはOECDの多国籍企業行動指針に抵触するという事で、労働組合側がこの指針の日本連絡窓口、政府の窓口でNCP、外務省と厚生労働省と経済産業省で構成している窓口申し立てをしておりまして。そして、私がこの問題を取り上げて質問をさせてもらいました。これに対して政府は、この指針を重視しており、遵守されるように十分努力してまいりたいということで答弁をされました。

日本の連絡窓口として、このネスレ日本の事例について、ことし六月以降どのような取り組みをされてきたでしょうか、報告をお願いしたいと思います。

◆草賀政府参考人

お答え申し上げます。ネスレ日本の労働問題につきましては、先生まさに御存じのとおり、これまで、日本NCP、日本連絡窓口におきまして、労働組合側とか企業側の関係者と意見交換を行ってまいりました。特に六月以降でございますけれども、九月十日付で、日本NCPといたしまして、さらなる検討を行うに値するか否かという、いわゆる初期評価ということを行いまして、今回提起されたネスレ日本の労働問題がさらなる検討に値するものであるという結論を出しまして、問題の提起者であります全国労働組合総連合とネスル日本労働組合側に通知をいたしました。この初期評価に基づきまして、日本NCPといたしまして、OECDの多国籍企業行動指針というものに従いまして、利害関係者の問題解決を支援するために尽力して関係者と協議を行うことといたしました。

この初期評価を踏まえまして、日本NCPといたしまして、九月十日に初期評価をネスレ日本株式会社に対して送付いたしました。それと同時に、初期評価に対するネスレ日本株式会社側の見解を聴取いたしました。あと、経済団体の経団連と労働団体の連合に対しましても初期評価の結果を伝達いたしました。さらに、ネスレ本部が所在するスイスの連絡窓口に対しまして、初期評価の概要を今伝達しようとしているところでございます。

○笠井委員

この間の取り組み、それから日本NCPの対応を踏まえて、今後、日本のNCPとしてどのようなことをやっていかれるつもりでしょうか。今の段階で言えることについて、お答えいただきたいと思います。

◆草賀政府参考人

日本NCPといたしまして、まずこの初期評価の内容をきちんとスイスNCPに対して伝達して、スイスNCP側の本件事例に関しまし見解を求めようということでございます。それから、ネスレ本部の本件に対する見解をスイスNCPにおかれて聴取してほしいという要請をいたす予定でございます。

そういう形をとりながら、日本NCPといたしまして、多国籍企業の行動指針に基づきまして、今後ともこの問題の解決に貢献するよう努力してまいりたいと思っております。

○笠井委員

企業活動のグローバル化に伴って、やはり国ごとの法制度や慣習の違い、これもあって、多国籍企業とその国の労働者との間でさまざまな問題が起こる、労使問題やトラブルが起こることということで、起こり得ますし、実際にあるのが現状であります。だからこそ、この行動指針の遵守が

いよいよ大事だというふうに思うんです。

現在のところ、日本が抱えている日本国内の個別事例というのはこのネスレの争議の問題ですけれども、この問題、今お答えいただきましたけれども、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。 終わります。